

検便検査 赤痢菌・腸チフス菌・パラチフスA菌・他のサルモネラ属菌陽性時の対応手順

検便で【陽性】の判定を受けた場合は、下記の手順に従って対応してください。

■赤痢菌及腸チフス菌・パラチフスA菌が検出された場合

●これらは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められる三類感染症です。

- ① 自宅待機し医療機関において医師の診察・治療を受ける。
- ② 保健所の指導を受ける。

■腸チフス・パラチフスA以外のサルモネラ属菌が検出された場合

●胃腸炎型サルモネラについては法的規制がないので、各事業所が定める規制にて処置してください。

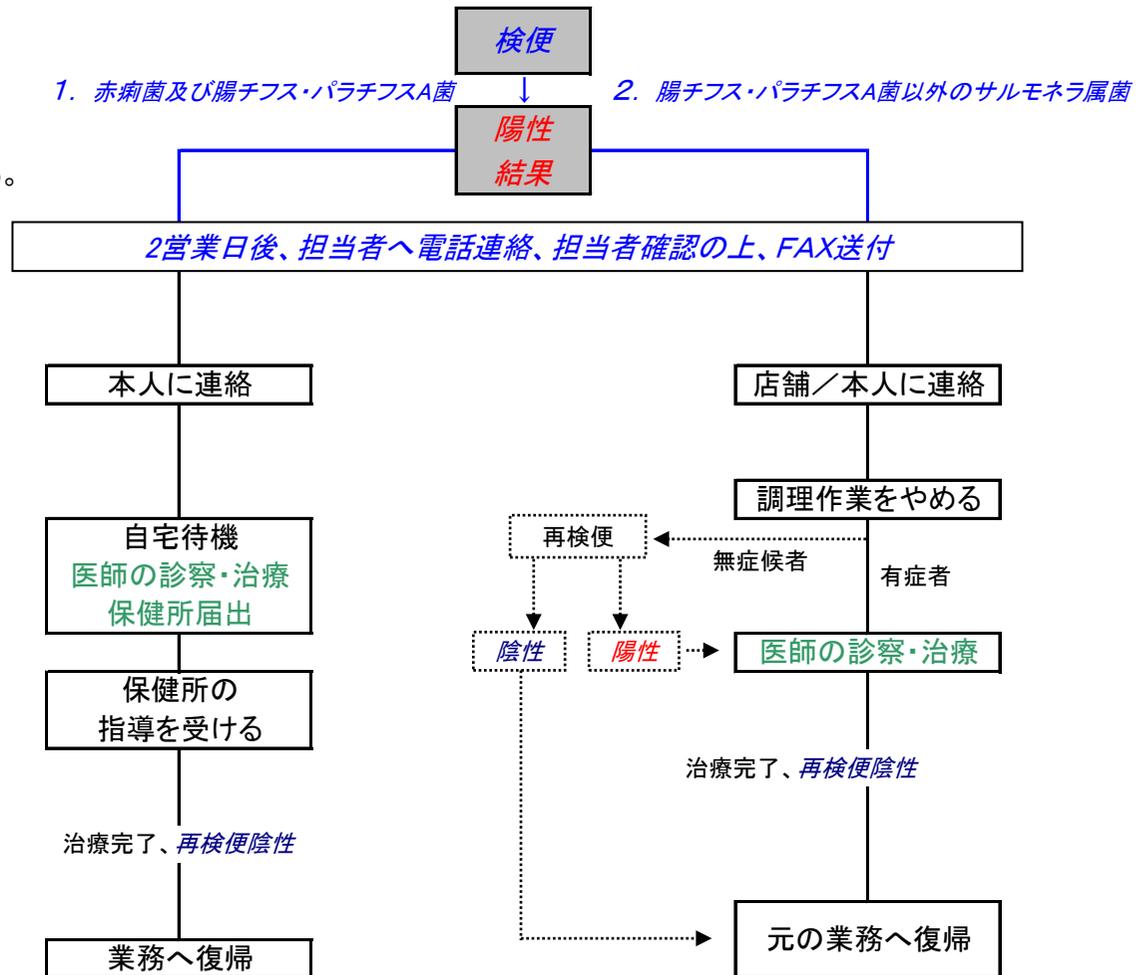
有症者の場合

- ① 有症者は調理作業への従事を止め、医療機関において医師の診察・治療を受ける。
- ② 診断・治療後、再検便を行い検査の結果が陰性になれば元の業務に復帰する。陽性の場合、引き続き治療を続ける。
再検便は結果が陰性になるまで受ける。

無症候者の場合

- ① 無症候者の場合は、一過性の可能性があります。社内で相談の上、自宅待機とするか食品調理以外の業務へ配置転換等し、診察の前に再検便を受け、陰性時は元の業務へ復帰、再度陽性の場合には医師の診察・治療を受ける。

・斜体字は検査機関の対応部分



検便検査 腸管出血性大腸菌(O26.111.157等)陽性時の対応手順

検便で【陽性】の判定を受けた場合は、下記の手順に従って対応してください。

■腸管出血性大腸菌の血清型が検出された場合

- ①Vero毒素の検査の期間中自宅待機。
但し、胃腸炎症状を有する場合は医療機関において医師の診察・治療を受ける。
- ②Vero毒素試験結果が陰性の場合、自宅待機を解除して業務に復帰。
- ③Vero毒素試験が陽性の場合、医療機関において医師の診察・治療を受ける。
- ④保健所の指導を受ける。

●腸管出血性大腸菌は、Vero毒素が検出(陽性判定)されて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められる三類感染症です。

・斜体字は検査機関の対応部分

